

胆振海区漁業調整委員会指示第1号

まつかわ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

ただし、国若しくは地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）による独立行政法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）による地方独立行政法人若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又はこれらの機関の委託を受けた者が試験研究の用に供するために採捕する場合は、この限りでない。

令和6年5月27日

胆振海区漁業調整委員会
会長 岩田 廣美



1 指示海域

胆振総合振興局管内沖合海域

2 指示期間

令和6年8月8日から令和7年8月7日まで

3 指示内容

全長35センチメートル未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元しなければならない。